

令和8年度 HYOGO ヒューマンライツ作品コンテスト 動画部門応募要領

この応募要領（以下「本要領」という。）は、兵庫県が主催する「HYOGO ヒューマンライツ作品コンテスト」（以下「本コンテスト」という。）の応募に関する諸条件を定めるものです。本要領の内容をご確認の上、同意いただける場合に限り、ご応募ください。なお、本コンテストにご応募いただいた時点で、本要領への同意があったものとみなします。

1 目 的

県民一人ひとりが、人権尊重の理念について理解を深め、お互いの人権の尊重を完成として育み、日常生活の中で人権尊重が態度や、行動としてあらわれること文化として定着している社会づくりを進めるために、県民参加型啓発事業として、県民の人権問題に対する理解促進・普及啓発を図ることを目的とする本コンテストを実施します。特に若い人の感性に期待します。

2 応募作品のテーマ

上記1の目的に沿ったものであり、具体的な人権課題に即したテーマであること。

- ・「インターネットにおける人権侵害」 ・「外国人」 ・「障害者」
- ・「性的マイノリティ」 ・「子ども」 ・「部落差別（同和問題）」 など

（作品制作に向けたモチーフ例）

- ・身近な日常から考える…「その一言、誰かを傷つけていない？」
- ・職場や学校、SNSを含めて考える…「SNSの向こう側にも人がいる」
- ・多様性や違いを考える…「違いは、間違いじゃない」
- ・行動につながるメッセージ…「あなたなら、どうする」 など

視聴者（県民の皆様）が、人権課題について考えるきっかけになるような動画作品を募集します。

3 応募作品の規格

- (1) 15秒以上30秒以内の作品。
- (2) 作品の拡張子は、MP4、WMP、MOVのいずれかで作成してください。
- (3) 作品の表現方法（実写、アニメーション、CG、写真スライド等）は問いません。
- (4) 作品はオリジナルであり、未発表のものに限ります。
- (5) スマートフォンで撮影する場合、カメラは必ず横向きで撮影してください。
- (6) 光や映像、特に鮮やかな赤の点滅、コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は1秒間に3回を越える使用を禁じます。また規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避けてください。
- (7) 作品中の言語表現は日本語とし、字幕を付与してください。

4 スケジュール

- (1) 応募期間：令和8(2026)年5月11日（月）～同年9月11日（金）[当日消印有効]
- (2) 結果発表：令和8(2026)年11月（予定）
- (3) 表彰：令和8(2026)年12月（予定）

5 応募資格

本コンテストへの応募資格は以下のとおりとします。

- (1) 兵庫県内に在住、在勤、在学の方（プロは除く）

- (2) 応募要領の内容を理解した方
- (3) 個人、グループは問わない。何点でも応募可。ただし、グループで応募する場合は、必ずグループ名を記載すること。(例 ○○高校放送部 ○○班)

6 応募方法

- (1) 作品のデータを CD-R もしくは DVD-R に保存の上、応募票を添えて、郵送または持ち込みで提出してください。
- (2) 応募いただいた情報に不備がある場合は、選考の対象外となる場合がございますのでご注意ください。
※応募作品に音源を使用する場合は、著作権フリー素材であるかをご確認ください。自分たちで市販の楽曲を歌唱、演奏等される場合も、著作権をよくご確認ください。
※無料で活用できる編集ソフトの中には、画像や映像を書き出した際に編集ソフトのロゴが入ってしまうことがあり、その場合は、選考の対象外となりますのでご注意ください。

7 審査方法

- (1) (予備審査) 応募された動画が、著作権、肖像権、各種法令及び本要領が守られており、人権侵害の防止に関する動画として適切なものであるかを事務局にて審査します。
- (2) (本審査) 人権啓発や広報に関する専門家で構成する審査委員会による審査で決定します。

8 審査基準

受賞作品の選定は、主に次の項目を審査します。審査の過程は非公表とします。

- (1) 本コンテストの趣旨に沿った、人権侵害の防止に資する内容であること。
- (2) 視聴者が惹きつけられ、啓発効果が期待される内容であること。
- (3) 視聴者の動機付けになる内容であること。
- (4) 著作権、肖像権等の法令及び本要領が守られていること。

9 表彰等

- (1) 最優秀賞 (兵庫県知事賞) 1 作品 賞状及び副賞
 - (2) 優秀賞 ((公財) 兵庫県人権啓発協会理事長賞) 1 作品 賞状及び副賞
 - (3) 佳作 ((公財) 兵庫県人権啓発協会理事長賞) 最大 3 作品 賞状及び記念品
- ※審査の結果、該当作品がない場合や予定の点数に満たない場合があります。

10 受賞作品の発表

受賞者の発表は、兵庫県ホームページ上で行います。応募作品のタイトル、概要の紹介とともに、応募用紙にご記入頂いた名前を掲載します。なお、受賞者には、別途受賞の通知メールを送信します。

11 受賞作品の活用方法

受賞作品は、受賞者の方の許可を得た上で、兵庫県及び関係機関が発行する各種印刷媒体、Web サイト、イベント等での上映など、広く普及啓発に利用します。

12 注意事項

- (1) 応募作品は未発表のものに限ります。重複応募の場合は入賞を取り消します。
- (2) 誤ってご応募された際は、速やかに事務局までお問い合わせください。
- (3) 撮影をする際は、必ず安全を確保した上で撮影を行ってください。ドローン等の無人航空機を使用した撮影につきましても、撮影場所の管理者に事前に確認した上で、その指示に従ってください。
- (4) 応募作品は、応募者本人又はグループが作成したオリジナルのものに限ります。
- (5) 盗作や不適切な引用等があった場合は審査対象外になることがあります。
- (6) 本コンテストへの応募は無料ですが、作品の製作等にかかる一切の費用については、応募者の自己負担となります。
- (7) 応募作品の著作権は、応募者に留保されます。ただし、応募者は、兵庫県に対し、利用範囲・期間・方法の制限なく、サブライセンス及び譲渡の可能な利用権を無償で付与するものとします。なお、兵庫県は、当該利用権に基づき、ご応募いただいた動画を、適宜編集・加工した上で、兵庫県サイト、公式 SNS、その他制作物等に使用することがあります。
- (8) 応募作品に応募者本人またはグループメンバー以外の方が映っている場合及び応募者以外の方が権利を有するデザイン、音楽等を使用する場合には、必ず事前に権利者の同意、許諾等（以下「同意等」といいます。）を得た上でご応募ください。
音源を使用する場合にも、同意等を得た上でご応募ください。
- (9) 応募作品の選考状況、選考結果に関するお問合せには応じかねます。
- (10) 出演者（個人が容易に特定できる通行人等も含む。）には、撮影や公開についての同意（顔出し可等）等を事前に得てください。また、出演者の個人情報をも特定できないよう配慮してください。
- (11) 18歳未満の生徒が応募または出演する場合、保護者の同意を得てください。
- (12) 万一、第三者から権利侵害や損害賠償を主張された場合、主催者は一切責任を負いません。
- (13) 本要領に記載のない事項については、すべて主催者が決定・実施します。

13 禁止事項

次に該当する又はそのおそれのある動画は、ご応募いただけません。

- (1) 公序良俗及び法令等に反する行為が撮影された動画又は撮影行為そのものが公序良俗及び法令等に反する動画
- (2) 犯罪行為に結びつき又はこれを助長する動画
- (3) 兵庫県（本コンテスト、本サイトを含む）又は第三者の名誉、権利を侵害する動画
- (4) 第三者の個人情報の開示やプライバシー侵害にあたる動画
- (5) 兵庫県（本コンテスト、本サイトを含む）または第三者を誹謗、中傷する動画
- (6) 選挙運動もしくは特定の政治・思想活動を行い又は助長する動画
- (7) 猥褻的、暴力的その他一般の方が不快に感じる動画
- (8) 自己または第三者の営利公告を行う動画
- (9) 他のコンテスト、キャンペーン等に応募しているまたは過去に応募したことがある動画

- (10) 商用利用されている動画
(11) その他前各号に準じるものとして、当局が本コンテストの趣旨にふさわしくないと判断した動画

※入賞品の換金及び権利の譲渡はできません。

※第三者からの異議の申出等により、応募者又は応募作品が上記応募資格、注意事項又は禁止事項に違反していることが判明した場合、兵庫県は、事前に応募者に通知等することなく選考の対象から除外、または受賞を取り消します。

14 個人情報の取り扱いについて

ご応募いただいた個人情報は厳正に管理し、応募者への確認の連絡、当選者への連絡等本コンテストの実施・運営にのみ使用します。

15 作品の送付先及びコンテストに関しての問い合わせ先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目2番15号 県立のじぎく会館内
公益財団法人兵庫県人権啓発協会 ヒューマンライツ作品コンテスト 動画部門係
TEL (078) 242-5355 FAX (078) 242-5360 MAIL info@hyogo-jinken.or.jp

16 参考情報

動画作品を制作する際の参考情報として、以下のサイトをご参照ください。

- ・(公財) 兵庫県人権啓発協会ホームページ
<https://www.hyogo-jinken.or.jp/>
- ・人権啓発コンテンツ (法務省)
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>
- ・人権チャンネル ((公財) 人権教育啓発推進センター)
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>
- ・動画コンテンツ (総務省)
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/movie-library/
- ・インターネット上の人権侵害をなくしましょう (法務省)
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- ・若者発！人権啓発映像コンテンツ発信事業 (徳島県)
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/jinken/5030100/>